



謹賀新年



Vol. 224

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (1~3月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
1月	9日(水)	16:00~17:00	源泉研究部会・第386回研修会	法 人 会 館	終了後:新年初顔合せ会
	10日(木)	15:15~15:25	正副・総務・事業:役員会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	
	//	16:00~17:00	署長:講演会(演題:税務署ここの話)	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	
	//	17:10~18:00	新年賀詞交歓会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	
	//	18:00~19:30	祝賀会	中野 サンブラザ 13F コスモルーム	終了後:慰労会
	11日(金)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	//	16:00~17:00	広報委員会	ウエストフイティーサード日本橋	
	14日(月祝)	13:30~15:00	中野区成人の集い	中野サンブラザホール	
	16日(水)	10:30~11:30	第4回中野税務懇談会	署・別館会議室	会長・佐藤
	18日(金)	19:00~20:30	青年部会・新年初顔合わせ会	ウエストフイティーサード日本橋	二次会あり
	22日(火)	11:00~12:00	東法連(全法連共催)講演会	帝 国 ホ テ ル	
	//	12:20~14:00	東法連(全法連共催)受章祝典・交歓会	帝 国 ホ テ ル	
	23日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	24日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
2月	4日(月)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	5日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	
	6日(水)	14:00~15:00	女性部会・第316回研修会	法 人 会 館	終了後:役員会
	7日(木)	14:00~16:00	源泉研究部会・第387回研修会	法 人 会 館	終了後:役員会
	8日(金)	17:00~18:00	青年部会・第524回研修会	法 人 会 館	終了後:懇親会
	13日(水)	13:00~16:30	全法連・税制セミナー	ハイアトリ-ジェン-棘	
	14日(木)	14:00~16:00	中野法人会経営塾第三弾“事業承継”	法 人 会 館	
	15日(金)	18:15~20:00	厚生事業第三弾:ポウリング大会	サンブラザパウール	※14レーン予約
//	20:00~21:30	// 表彰式・懇親会	中野サンブラザ15F 主トウニールーム		
3月	4・5・6日	9:30~11:00	生活習慣病健診	中野サンブラザ7F 研 修 室	
	6日(水)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	7日(木)	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンブラザ20F	
	8日(金)	18:00~19:00	青年部会・役員会	法 人 会 館	終了後:懇親会
	17日(日)	8:30集合	中野ランニングフェスタ2019	四季の森公園	
	18日(月)	16:30~16:55	正副会長会	中野サンブラザ11F アネモルーム	
	//	17:00~17:55	理事会	中野サンブラザ11F アネモルーム	
	//	18:10~18:30	新入会員・特別研修会	中野サンブラザ11F ブロッサムルーム	
	//	18:30~20:00	新入会員・特別交流会	中野サンブラザ11F ブロッサムルーム	
	27日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	西武信用金庫・本店8階	
28日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館		

1月号の目次

「新春対談(小田署長・宮島会長)」

2019 VOL.224

活発な社会貢献活動を展開(にぎわいフェスタ2018)	3	活発な支部研修会を開催!!	13
「JR中野駅頭PR活動」「租税教室」	3	全法連・第35回法人会全国大会(鳥取大会)	14
新春対談 中野税務署 小田 満明 署長	4・5	中野区だより(10・11月開催のイベントより)	14
中野法人会 宮島 茂明 会長		東法連・第4ブロック合同会議	14
年頭所感 中野都税事務所長 内藤 泰樹 様	6	本部だより:活発な事業・研修を開催(パソコン会計)(法律セミナー)	14
都税だより・税務署だより	6・7	“税を考える週間”秋の特別講演会(講師:神山山緑氏)	14
平成30年度納税表彰式、“税の作文コンクール”入賞作品	8	部会だより(源泉研究部会)「第7回税の川柳コンクール入賞発表」	15
活発な事業・研修を展開(秋の講話&税務研修会)	9	部会だより(青年部会)(ポウリング大会)他	15
法人税実務講座・源泉所得税実務講座・年調&案内	9	(第32回法人会全国青年の集い(岐阜大会))	15
知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生)	10・11	部会だより(女性部会)「チャリティゴルフコンペ」	15
活発な社会貢献活動&事業・研修を展開	12	第9回「税に関する絵はがきコンクール」	16

●表紙(写真説明).....第16回フォト・コンテスト入賞『“えがお”で一日を!』(豊島区内) 室屋佳子 様

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
 編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

本部 だより

活発な社会貢献活動を展開!!



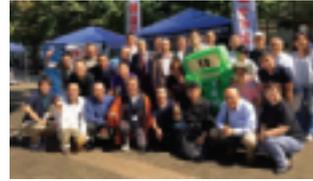
中野にぎわいフェスタ2018に参加
10月6日・7日（税金クイズなどを実施）



応援頂いた皆様（10/6）



応援頂いた皆様（10/7）



～～～ 応援頂いた税務団体幹部の皆様とイータ君 ～～～



～～～ 皆さん良く考えて答えて下さい ～～～



～～～ 女性部会の皆様 ～～～



税務署前庭（展示）



～～～ ステージでは…（中野区観光大使の皆様）～～～



～～～ キッズコーナー（射的）～～～



～～～ 模擬店がズラ～リ… ～～～

青年部会独自で“租税教室”を実施！

11月10日（区立上鷲宮小学校6年1・2組（クラス別））



応援して頂いた皆様



～～～ 講師：吉永様・根本様&税金カルタ：滝口様・新井様 ～～～



～～～ 最後の挨拶：宮治様 ～～～

11月12日 “税を考える週間・特別事業” ◆「JR中野駅頭PR活動」◆



～～～ 応援頂いた皆様 ～～～



～～～ “e-Taxを利用しましょう！” ～～～



11/5 三税キャンペーン

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を…)

実施日時：1/11(金)、2/4(月)、3/6(水) 13:00～17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当)佐藤・三國



新春対談



司会 (広報委員長): 新年あけましておめでとうございます。今年も宜しく願い致します。新春対談ということで企画をさせて頂きました。小田署長、宮島会長、どうぞ宜しくお願い致します。

会長: 明けましておめでとうございます。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。

署長: 明けましておめでとうございます。

昨年中は、税務全般にわたりご協力を頂きまして有難うございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

司会: 小田署長にお伺いしたいと思います。

昨年の異動で中野に赴任されて、着任後、中野についての印象や感じられたことなどをお話し頂ければと思います。

中野はとても活気に溢れ、若者の多い街

署長: 私、前任は銚子税務署でした。銚子というのは漁港もありますし、農畜産業もありまして、非常にのどかで、のんびりした趣があるところがございます。それはそれで楽しく過ごさせて頂きました。中野に赴任して来ましたら、打って変わって、特に若い人がたくさんいて驚きました。大学もあり、新たな事業所も近年増えて、非常に若い人がたくさんいらっしゃるのを見て、大変活気付いた街だと思いました。こうした活気のあるところで仕事が出来るといことは喜ばしく、とても名誉なことだと思っております。

司会: 署長、ありがとうございました。

それでは、宮島会長、昨年一年を振り返っていかがだったでしょうか。



公益社団法人として更なる事業を展開

会長: まず、先ほどの署長の話にもありましたが、中野は、非常に若い人が多い。ましてやJR中野駅から税務署に向って、何千人、何万人という方が往来しているため、賑やかさというのを感じて頂けたのかなと思います。そういう中野に“よろこぞ”おいで頂きました。

毎年様々な目標を持ち、法人会の活動に当たってきておりますが、やはり昨年同様会員増強ということが最大の目標であり、昨年も一丸となって取組んで参りました。只、なかなか純増という訳にはいかず、結果若干の減少ということで、とても反省しております。どのような事業を行えば、地域の皆様に興味を持って頂けるのか、そして多くの皆様に、事業に参加して頂けるのかということも新たな問題点として考えていかなければいけないと思っております。

司会: 会長、ありがとうございました。

それでは、年頭と言うことで今年の抱負をお聞かせ頂ければと思います。小田署長からお願い致します。

確定申告の円滑な実施・運営を目指して

署長: 今年につきましては、税務署は大きく三つのミッション、使命を果たさなければいけないと考えております。

まず大きな一つ目は、来る2月16日から始まります確定申告を滞りなく、問題なく処理すること。去年と同様、新宿のルミネゼロに於いて、四谷署、新宿署と三署の合同会場を今年も運営することになります。つきましては、今年も、法人会には、広報のご協力を宜しくお願い致します。



(左から木村広報委員長・宮島会長・小田署長)

今年はそれに加えて、電子申告の更なる普及拡大を目指しまして、平成30年分の所得税の申告から、従前のマイナンバーカードを読み取る機械がなくても、ネット環境さえあれば電子申告ができるというIDパスワード方式を追加致しましたので、これを広報して電子申告を広めていくということが、確定申告期における一つのテーマとなっております。

二つ目は、10月に始まります消費税率アップと同時に導入される軽減税率制度の周知広報を行なうこと。多くの事業者に十分理解して、円滑に準備を進めて頂けるよう、地域の方々にご協力頂きまして、周知広報及び個別の説明会を行うというのが大きな二つ目の課題でございます。

三つ目は、大法人にかかる電子申告の義務化が予定されております。税務署としては、義務化の対象となる法人に対して、電子申告に向けた準備を早期に促すために、個別に連絡を取ることであります。

以上、三つが今年の大きなミッションであると考えております。

司会：署長、ありがとうございました。

それでは、宮島会長、新年の抱負をお願い致します。

従来の事業を見直し、地域に根ざした会に

会長：先ほど申し上げましたが、今年も会員増強という課題を掲げて取組んでいきたいと思っております。正副会長を始め、理事の皆様と良く検討しながら進めていきたいと思っております。

また、支部活動との連携ですが、だいぶスムーズになって参りました。支部同士の横の繋がりも

活発になってきて、人的交流がうまく進んでいるのかなと感じております。支部長を中心に、役員の方々と一緒に活動しながら、法人会活動を盛り上げて頂いておりますので、それを継続しながら地域の方一般の企業に浸透していってもらえると良いかなと考えております。

又、非常にイベントが多いので、今年も、更に精査していきたいと思っております。運営している側の役員の方々が固定化し始めており、回数の多さでは、事務局を始め役員の方々にも多くの負担をかけておりますので、精査して、適材適所での運営を目指したいと思っております。

又、各部会の活動が更に活発になるよう、努力して頂ければと思っております。

司会：会長、ありがとうございました。

小田署長の週末・休日の過ごし方やご趣味などがあればお聞かせ頂きたいと思っております。

自然と触れ、季節を感じる充実した休日

署長：私の趣味というとあまり思いつきませんが、いろんなところに出かけるということが休日の過ごし方かなと思っております。先日、妻と旧古河庭園に行き、季節を感じる事ができました。その前は、東京ドームシティでイグノーベル賞展にも行って来ました。

趣味とまではいきませんが、家で料理をすることも好きです。

司会：本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。

法人会の更なる発展の為に頑張ってお参ります。様々に大事な一年になるかと思っておりますが、本年もどうぞ宜しくお願い致します。



謹賀新年

中野都税事務所
所長 内藤 泰樹

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人中野法人会の役員並びに会員の皆様におかれましては、新年をお健やかに迎えのことに心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、法人会の諸活動やご事業を通じまして、都政並びに都の税務行政の運営に多大のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められ、正しい税知識の普及や適正な申告納税の推進等、広く地域社会への貢献活動に尽力されてこられました。貴会の熱心な取り組みに心から敬意を表する次第でございます。

さて、東京都では、「人」に焦点を当てた都政を展開していくために、重点政策方針2108「Tokyoともに創る、ともに育む」を昨年7月に策定いたしました。

「人」と「人」をつなぎ、東京の活力を生み出すための政策を展開していくことで、「3つのシティ」を実現し、輝き続ける「新しい東京」を創り出してまいります。

東京が持つ資源を最大限に活用し、ライフステージに応じた様々な戦略を展開するうえで、皆様から納めていただく都税は大切な財源となります。皆様からのご協力をいただきながら、私ども東京都主税局は、都税収入の確保に一層努めるとともに、環境対策や中小企業支援対策などにおいて、税制面からの支援も継続してまいります。

中野都税事務所といたしましても、納税者の皆様の視点に立ち、親切できめ細やかな対応を心がけ、適正かつ公平な税務行政の推進と、効率的な事務運営に、更に努めていく所存でございます。

本年も引き続き、中野法人会の皆様方の一層のお力添えを賜りますよう、切にお願い申し上げます。

結びに、本年がテロや災害のない穏やかで平和な年でありますように、そして公益社団法人中野法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、更なるご活躍を心から祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



都税だより



中野都税事務所

～ 23区内に償却資産をお持ちの方へ ～ 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成31年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成31年1月31日(木)



- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます



ホームページ <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

ヘルプデスク

☎ 0570-081459 (上記電話番号がつかない場合: ☎ 03-5500-7010)

※9:00～17:00(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

平成30年度税務功労者感謝状贈呈式

11月21日、中野都税事務所において贈呈式が行われ、鳥居憲夫様が受彰されました。(代理:鳥居憲太郎様)
又、10月30日(火)、都庁舎において、高野允雄様が主税局長表彰を受彰されました。



受彰:高野允雄様



受彰:鳥居憲夫様



式辞:内藤所長



受彰された皆様

税 務 署 だ よ り

中野税務署からのお知らせ

税務署や申告書作成会場に行く必要なし！

平成31年1月からは

スマホ・PCでラクラク申告

次の2つがあれば、自宅で簡単e-Tax

① ID (利用者識別番号) + ② パスワード (暗証番号)

◆ IDとパスワードは、税務署で発行しています

(確定申告期前でも、全国どこの税務署でも発行できます)

◆ 運転免許証・健康保険証などの本人確認書類をお持ちください

国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」にアクセス

作成コーナー



画面の案内に従って金額等を入力し、
e-Taxで送信して申告完了！

準備が
できたら



中野税務署の**申告書作成会場**は**ルミネゼロ**に開設します

中野税務署内に申告書作成・相談会場はありません!!

開設 期間	平成31年2月18日(月)～3月15日(金) ※ 土曜日及び日曜日を除く。ただし、2月24日、3月3日の日曜日は開場します。
受付 時間	午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分～)

《所在地》

渋谷区千駄ヶ谷5-24-55 NEWoMan 5階



JR新宿駅新南エリア「バスタ新宿」の上です。
甲州街道改札を出て右折又は新南改札を出て左折
エスカレーターで5階へ ※会場の駐車場は有料です。

申告書作成

国 税 庁
ホームページ
(www.nta.go.jp)

作成済の
申告書提出

中野税務署
(電子・郵送・窓口)

相談がある方

ルミネゼロ
(NEWoMan 5階)

確定申告について詳しくは、国税庁ホームページ又は下記税務署に御確認ください。

中野税務署 〒164-8566 中野区中野4-9-15 TEL03-3387-8111(代表) (自動音声案内)

平成30年度 納税表彰式等

11月12日、中野サンプラザにおいて、平成30年度の納税表彰式が行なわれました。法人会の活動を通じ、その功績により小田署長より、署長表彰・署長感謝状が手渡されました。当会女性部会員の井元喜代枝様も署長表彰を授与されました。



式辞：小田署長様

又、川村洋治様が酒類業組合法65周年感謝状を受彰されました。

11月6日(火)KKRホテル東京において、大月浩司郎(当会・副会長)様が東京国税局長表彰を受彰されました。又、涌井友子様は局長表彰、(株)丸井グループ様は、局長感謝状を受彰されました。



大月浩司郎様



横川忠重様



川村能正様



鈴木浩司様

《中野税務署長表彰》

横川 忠重様 (理事・第2副支部長)



11月12日 中野税務署長表彰

《中野税務署長感謝状》

川村 能正様 (常任理事・第8支部長)

鈴木 浩司様 (常任理事・第10支部長)



11月12日 中野税務署長感謝状

“税の作文コンクール”入賞作品

公益社団法人 中野法人会会長賞

【お金より命】

中野区立第四中学校 長沖 萌々

「おじいちゃん、大丈夫？」私は駆け寄った。「うん。」と返事をした次の瞬間、おじいちゃんは倒れた。すぐに母を呼び、救急車を呼んでもらった。



“表彰式(12月10日 於：区役所内)”

救急車がサイレンを鳴らし、走らせて来た。おじいちゃんは、すぐに運ばれた。私は一緒に救急車に乗り、病院へ向かった。

突然のことで私と母はパニックになっていた。そんな私たちに主治医の先生方が丁寧に病状を説明してくださった。また、医療給付制度という申請手続きを勧めてくださった。私はあまり理解ができなかったが、おじいちゃんの体の中を調べる検査や治療などに、数十万円から数百万円の費用がかかるということを母から聞いた。しかし、先生が勧めてくださった給付制度というものを申請すれば医療費の負担を軽減してくれるというのだ。給付制度を利用し、その後おじいちゃんは

今でも元気にくらしている。

私は疑問に思った。給付制度の費用は、どこから出ているのだろうと。母に聞いてみると、その費用は税金から出されていると知った。驚いた。皆が一生懸命働いて納めてくれている税金を使わせていただいているなんて。大好きなおじいちゃんを助けてくれた感謝の気持ちと申し訳ない気持ちで胸がいっぱいになった。私は、病気で苦しんでいるのみ高い費用のために治療ができなかったり、その家庭が崩れていってしまうことは、あってはならないと思う。

このようなことが起こらないために今、私たちができることは何だろう？と考えた時にやはり税金を納めることだと考えた。私も税金を支払うのは嫌だなと思ったことがある。しかし、今回私たちが給付制度を使い、命を救ってくれた事実がある。このことを私は世の中に伝え続けていきたいと思う。

税金をマイナスイメージからプラスイメージへ意識を変えていく、それこそが今、私にできる唯一の使命だと思う。

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

「秋の講話・税務研修会」を開催! (中野区の再開発について(第4部))



第1支部



第2支部



湊野副署長



今野第1統括官



馬場上席



第3支部



第4・5・6支部



石橋第4統括官



永井第5統括官



金田第6統括官



第7支部



第8支部



湊野副署長



今野第1統括官



第9・10支部



第11・12支部



馬場上席



中野区役所 石井副参事

「第26回法人税実務講座」 & 「第27回源泉所得税実務講座」(10月30日)

【法人税の実務講座】

税に関して気をつけるべきところ、やってしまいがちなミスなど知っていなければ誰でもやってしまいそうなケースを判例とともに説明していただき分かりやすかったです。特に株の保有の方法や計算の仕方は少し複雑なので、パターンごとの解説があることで対比的に考えることができました。過去の裁判の内容や、そうなった時の対処法などの話も今後生きると思います。



皆様大変熱心に…

【源泉所得税の実務講座】

今回は差し詰め中級編といったところでしょうか。

被居住者・外国法人に対する支払いにかかる源泉徴収というタイトルで行われた講習はすでに参加

(株)東京寺 篠田美穂

者が外国と取引があったり、書類などを見たことがあったりするという前提で話がされていたので、基礎知識があまりない私には書面や付表のイメージが湧かずあまり付いていけませんでした。基礎的な部分については勉強になったと思います。

内容自体は非常に興味深いので、今度は判例や過去のケースなどを出しつつこれから外国法人と取引を考えている事業者向けの所謂初級者講習などあれば是非参加したいです。



(法人税)馬場上席



(源泉所得税)小野塚上席

11月5・6・7日「年末調整説明会」



会場のなかのZERO小ホール



野方区民ホール

『新入会員特別研修会』
開催のご案内

日時：平成31年3月18日(月)

18時10分～

場所：中野サンプラザ11F

プロッサムルーム

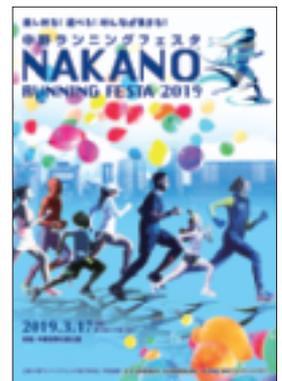
第1部 18時10分～

研修

第2部 18時30分～

交流会

会費：5,000円



知つとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしく願いいたします。

前号の知つとくと得情報～税の豆知識～は、**平成30年度税制改正**において、働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から、**特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくことが必要であるとの基本的考え方**の下、給与所得控除額及び公的年金等控除額が10万円引き下げられたことを説明いたしました。また、基礎控除の額は10万円引き上げられたことをお伝えいたしましたので、今回の知つとくと得情報は、基礎控除改正の内容と、給与所得控除等改正に伴う所得税法関係について説明いたします。

I 基礎控除の見直し

1 税制改正の趣旨

わが国の基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかと指摘があります。主要国においては、一定の課税所得までは税率をゼロとする「**ゼロ税率方式**」や、課税所得に累進税率を適用した後一定の控除額を差し引く「**税額控除方式**」、所得控除方式を維持しつつ高所得者について控除額を逡減・消失させる「**逡減・消失型の所得控除方式**」が採用されており、いずれもわが国の所得控除方式と比べて所得再配分機能が高い仕組みです。

「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」は、所得再配分機能の強化に寄与するものの、現行の所得控除方から変更した場合、負担の変動が急激なものとなりかねないことから、今回「**逡減・消失型の所得控除方式**」を採用することとされました。

なお、今回の所得税の見直しは、個人の税負担に直結するものであり、十分な周知期間を設ける観点から、平成32年(2020年)分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税について適用されることとなっており、平成31年分以前については従前どおりとされています。

2 基礎控除の改正

次のとおり改正が行われました(所法86①)。

- ① **基礎控除額を一律10万円引き上げる**こととされました(改正前38万円→改正後48万円)。
- ② 合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、**合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできない**こととなりました。

* 上記の見直しの結果、基礎控除額は次のとおりとなりました。

- イ. 合計所得金額が2,400万円以下である個人 → 48万円
- ロ. 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 → 32万円
- ハ. 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 → 16万円

3 給与所得者の基礎控除申告書(新設)

上記の改正に伴い、国内において給与等の支払いを受ける居住者は、年末調整の際に、基礎控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者(2以上の給与等の支払者から給与等の支払いを受ける場合には、主たる給与等の支払者)からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、**所定の事項を記載した基礎控除申告書(新設)**を、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に**提出しなければならない**こととされました。

給与所得控除等の改正に伴う所得税法関係の改正

1 雑損控除

雑損控除の対象となる資産を有する親族に係

る総所得金額等の要件を48万円以下（改正前：基礎控除の額に相当する金額以下）に引き上げられました。

2 寡婦（寡夫）控除

寡婦（寡夫）に該当するかどうかの判定におけるその者と生計を一にする子に係る総所得金額等の要件を48万円以下（改正前：基礎控除の額に相当する金額以下）に引き上げられました。

3 勤労学生控除

勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下（改正前：65万円以下）に引き上げられました。

4 配偶者控除

同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げられました。

5 配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額区分を、それぞれ10万円引き上げられました。

6 扶養控除

扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げられました。

青色申告特別控除の改正

今回、租税特別措置法等（所得税関係）の改正も行われ、**青色申告特別控除が改正**されました。

- 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る**青色申告特別控除の控除額は55万円（現行：65万円）に引き下げられました。**
 - 一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、**次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額は65万円とされました。**
- その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
 - その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-tax）を使用して行うこと。



「お正月」

正月とは本来、その年の豊穡を司る歳神様をお迎えする行事であり1月の別称です。

昔から、元旦には「歳神様」が、1年の幸福をもたらすために各家庭にやってくるとされており門松やしめ飾り、鏡餅を飾ったりするのは、すべて歳神様を心から歓迎するための準備です。

歳神様は祖霊神であり田の神、山の神でもあります。また、歳神様は子孫繁栄や五穀豊穡に深く関わり、人々に健康や幸福を授けるとされています。

1月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- ・国税／源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- ・国税／12月分源泉所得税の納付 1月10日
（納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月21日）
- ・国税／11月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月31日
- ・国税／5月決算法人の中間申告 1月31日
- ・国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月31日
- ・地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- ・地方税／給与支払報告書の提出 1月31日
- ・労務／労働保険料の納付（第3期分） 1月31日
（労働保健事務組合委託の場合2月15日まで）

2月の税務と労務

- ・国税／平成30年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
（還付申告は申告期限前でも受け付けられます）
- ・国税／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- ・国税／1月分源泉所得税の納付 2月12日
- ・国税／12月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 2月28日
- ・国税／6月決算法人の中間申告 2月28日
- ・国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 2月28日
- ・国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月28日
- ・地方税／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

活発な社会貢献活動&事業・研修会を展開!!

《第1～4支部》第43回野方地区まつり (小・中学生を対象に税金クイズを実施)

(10月20日 於:野方ふれあい広場)



会場の野方区民ホール前



応援頂いた皆様



“税金というのは…ネ”



恒例の“花笠踊り”

《第1～4支部》第39回丸山塚まつり (子どもワイワイ広場) (小・中学生を対象に税金クイズを実施)

(10月21日 於:沼袋区民活動センター内)



会場の丸山塚公園



応援頂いた皆様



“税金クイズに参加しよう”



戸 素晴らしい演奏でした 戸

《第4～6支部》第42回上高田地区まつり (小・中学生を対象に税金クイズを実施)

(11月4日 於:上高田2丁目公園)



オープニングセレモニー (挨拶:酒井区長)



応援頂いた皆様



“税金のことを…”



作品展:見事な書体 (岡本様)

《第4～6支部》「恒例の松ヶ丘・上高田・新井地区の環境美化キャンペーン」に参加

(11月14日 於:新井薬師駅前周辺)



応援頂いた皆様



責任者
高橋様



挨拶
区役所の方



挨拶
田中署長



挨拶
五中学校長



挨拶
新井小学校長



～ “皆様 ご協力お願いします” ～

《第9支部・第10支部》演奏・セーフティ教室&講演会

(11月17日 於:区立塔山中学校)



会場の塔山小学校



宮島会長



～～ 中野警察署の方 ～～



三遊亭金也師匠



～ 終了後の懇親会 ～

活発な事業・研修会等を展開!!

《第1・2支部》日帰りバス研修会 (マクセル水族館見学&大井競馬場) (11月13日 品川から大井競馬場へ)



久保支部長 宮治支部長 ～～～ マクセル水族館にて ～～～ プロ(?) ～～～ 大井競馬場にて ～～～

《第3支部》日帰り研修会 (SL大樹体験) (11月19日 鬼怒川方面)



～～～～～ 飛田支部長と参加された皆様 ～～～～～ ～～～～～ 下今市駅にて ～～～～～

《第4・5・6支部》日帰りバス研修会 (大宮氷川神社・鉄道博物館見学) (11月29日 懇親会：ごだいで 新宿NSビル店)



挨拶：鳥居支部長 谷津支部長&斉藤支部長 大宮氷川神社 鉄道博物館 懇親会場 中締：谷口副会長

《第7支部》JAZZライブ & 日本閣ディナーのタベ (11月16日 於：West 53rd)



司会：山内氏 “税金クイズコーナー” 挨拶：三橋支部長 月パシフィックジャズプロジェクト月 中締：小峰氏

《第8支部》三菱UFJ銀行システム本部見学 & 懇親会 (11月30日 懇親会：とり鉄 中野店)



～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～ 川村支部長 懇親会 (於：とり鉄) 中締：横山副会長

《第11支部》日帰りバス研修会 (史跡・無人島“猿島”見学) (11月8日 懇親会：大珍楼新館)



挨拶：秋元支部長 ～～～ 船で猿島へ ～～～ ～～～ 猿島の要塞 ～～～ ～～～ 食べ放題・飲み放題 ～～～

全法連 第35回法人会全国大会(鳥取大会)と特別研修会

福井大会 10月11日(木)
(於：とりぎん文化会館)

第1部 記念講演

テーマ：「大山どりの奇跡」

第2部 式典

開 会 の 辞
国 歌 斉 唱
来 賓 紹 介
主 催 者 挨 拶
来 賓 祝 辞
表 彰 状 贈 呈
税制改正提言の報告
青年部会による租税
教育活動の報告
大 会 宣 言
閉 会 の 辞



(公社)鳥取県法人会連合会
会長 藤本 英興



(公財)全国法人会総連合
会長 小林 栄三

第3部 懇親会



～～～ 参加された皆様 ～～～



講師：島原道範氏



鬼太郎&コナンと



～～ 三徳山三佛寺 ～～



～～ 鳥取砂丘① ～～



～～ 鳥取砂丘② ～～



～～ 浦富海岸 ～～



～～ 出石散策 ～～

中野区だより

東法連・第4ブロック



10/20～11/25
なかのまちめぐり博覧会



10/27・28
～～ 東北復興祭2018 ～～



11/21・22
～～ まちなかのバル in 東中野 ～～



11/1 東法連第4ブロック合同会議
(於：日本閣)



本部だより

11月16日 “はじめてのパソコン会計入門”



会場の弥生(株)



講師の吉田先生



参加された皆様



講師の宮川先生



矢島副会長



参加された皆様

11月27日 “税を考える週間” 『秋の特別講演会』(於：中野サンプラザ)を開催



前段で理事会を開催



～～～ 講師：神田山緑氏 “西郷どん” ～～～



～～ 終了後の懇親会 ～～

部 会 だ よ り

《源泉研究部会 第385回研修会(年調)》

◆e-Taxを利用して法定調書の提出を!◆

11月1日、法人会館において、平成30年分年末調整説明会が行われました。今回は、先ず来年の10月1日から実施される「軽減税率対策」について 挨拶：安藤部会長 講師：小野塚上席説明がありました。



挨拶：安藤部会長 講師：小野塚上席

次に、年末調整の留意事項について説明しました。

- ①配偶者控除・本人の所得制限によって控除額が変わる。
- ②配偶者特別控除・控除対象者の合計所得金額が変更。
- ③配偶者控除等申告書の新設等々。



大変詳細に亘り、説明して頂きました。

皆様、真剣に…!

《第7回 税の川柳コンクール入賞発表》

応募作品(237点)から、源泉研究部会役員と理事の皆様にご選考して頂きました。

《会長賞》

- ・消費税 ポイント「還元」 いい「加減」
- (源泉研究部会推薦による)

《会長賞》

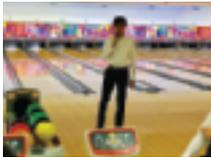
- ・軽減税 複雑すぎて こまった税

《優秀賞》

- ・少子化で 子育て世代へ 税投資
- ・やんちゃした ふるさとに税で 恩返し
- ・国の為 お酒とたばこは やめないよ
- ・税知識 川柳詠んで 深くなる
- ・軽減税 混乱だけの 重荷税

10月25日 青年部会がボウリングを!(於:サンプラザボウル)

「東法連青連協第4ブロック租税教室」を開催



サンプラザボウル

安田部会長

優勝：飛田氏

〜〜〜 10月27日 (於：マハヤナ学園) 〜〜〜

青年部会が活発な事業を展開!

第32回法人会 全国青年の集い(岐阜大会)



10/26

11/12~18 キッザニア東京

11/29

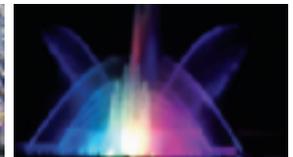
東法連青連協ゴルフ

(11/15 小池都知事が訪問)

第4ブロックボウリング

〜〜 11/9 当会から安田部会長始め3名が参加

11月26日 女性部会が日帰りバス研修会を…!(於:御殿場方面)



挨拶：高野部会長

車窓の富士山

御殿場アウトレット

〜〜〜 時之栖イルミネーション

11月6日 中野法人会 福利厚生事業 第二弾

チャリティゴルフコンペ 於：平成倶楽部 鉢形城コース



表彰式：進行役の矢島氏

優勝：中原氏

女性優勝：岩崎様

団体優勝：第5支部の皆様

終了後：全員で記念撮影

第9回「税に関する絵はがきコンクール」

中野税務署長賞



入賞作品展示 (中野区役所1階)



武蔵台小学校
平野 音和 様



10月・11月 審査会 (於: 法人会館)



中野区立江原小学校 殿



最優秀学校賞



(表彰式 12月10日 於: 中野区役所)

中野都税
事務所長賞



江原小学校
柳谷 更紗 様

中野区長賞



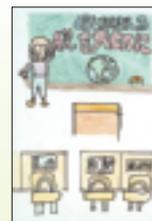
北原小学校
津下 汐星 様

中野租税教育
推進協議会長賞



江原小学校
高木 アスカ 様

..... 優 秀 賞



江原小学校
有本 詩菜 様



向台小学校
川口 真奈美 様



江原小学校
槇原 凜 様



江原小学校
柳生 ふみか 様

中野法人会長賞



江原小学校
碓井 愛紗 様

(青年部会推薦による)
中野法人会長賞



向台小学校
竹林 遼太郎 様

(女性部会推薦による)
中野法人会長賞



平和の森小学校
佐藤 亜胡 様



江原小学校
佐藤 くるみ 様



平和の森小学校
古屋 瞳 様